一般教育訓練明示書

講座の名称	嘉悦大学大学院ビジネ	ス創え		L前期課	 程					
 実 施 方 法	① 通学 (昼間・夜間・) ② 通信 スクーリング(回数 回)									
上 指定講座番号	6 3 4 0	0	_ 2	1 2	2 0	0	1 -	_	7	
講座の創設年月日	講座の指定期間		過去一年の講 年の講 座実績 入講者数(累積)(8人) 修了者数					(人8)		
	平成22 年 4月 1日 令和6年9月30日まで									000T+ BB
訓練期間	24ヶ月			税	診訓 練	時間				338時間
1. 教育訓練目標 ①取得目標とする資格の	名称、目標レベル		 修士(経営 ⁶	 管理)						
②①に係る資格・試験等(の実施機関名称		嘉悦大学大学院							
 ③当該資格等を取得する 等	ための要件または受験	資格	所定の単位 合格するこ		、修士(の学位論	i文の審	客査及	び最	終試験に
一位 9 ること 税務・会計とマーケティングを中心に経営組織における戦略・政スキルを養うべく、経営・経済に関する本格的な研究活動を行い研究に必要な基盤として、妥当な問題設定と論理構築の能力をる。 職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況 取策・税務・会計領域の研究指導教授のもと、税法または会計・おる研究の修士論文を作成し、国税審議会の承認を得れば、利 試験科目の一部免除(税法科目であれば2科目、会計学科目で1科目)が受けられる。								行い、学術 力を養成す 会計学に係 ば、税理士		
2. 教育訓練の内容						_				
教科	(カリキュラム)			時		【シラバ		用 教 「	材名	<u></u>
添付資料に示す				33	38				aetsu	.ac.jp/up/f
1. 必修科目 研究指導4科目		4	5	_aces/u						
				22						
特殊講義1科目 2単位 2. 選択必修科目				22		_				
基礎領域2科目	4単位			4	5					
3. 選択科目	3. 選択科目									
上記1、2以外の演習科目及び講義科目										
	単位	22	25							
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)										
①受講するに当たって必	受講するに当たって必要な実務経験等特に必要なし									
②受講者が受講に最低降 技能・知識等の内容及び		業し学士の学位を有しているか、大学学部卒業と同等以上 有することを条件とする								
③その他										

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況										
① 昨年度内の受講修	人									
② ①のうち目標資格	8		人	受験率(②/①) 1		100.0	%			
③ ②のうち合格者数	8		人	合格率(3/2)		100.0	%			
④ 上記②・③の回答:	者数	8		人						
(2)受講修了者による講座の評価等										
① 回答者総数			8	人						
	1 正社員	社員			1	人	②A:就	 ₩≠=⊥		
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員	員、派遣社員				人	∠A: 纵	未白訂		
業状況等	3 その他の就業(自営業等)							4人		
	4 非就業	4 人				②B:非勍	業者計			
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資	格手当等)に役	と立つ		1	人				
	2 配置転換等により希望の業績	务に従事できる	· •			人	③の回答数合言			
	3 社内外の評価が高まる					人				
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ		人	※②Aと同数 ;	(又はそ れ以下)					
での砂路圧の計画	5 趣味・教養に役立つ			人						
	6 その他の効果				2	人				
	7 特に効果はない				1	人		4人		
	1 早期に就職できる					人]			
	2 希望の職種・業界で就職でき			人	小小同	∆ - ⊥				
④ 就業していない	3 より良い条件(賃金等)で就職	戦できる			1	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又は-			
受講者による講座の 評価	4 趣味・教養に役立つ	趣味・教養に役立つ					れ以下)			
	5 その他の効果					人				
	6 特に効果はない				1	人		4人		
	1 受講中又は受講修了後3かり	月以内に就職し				人	⑤の回答数	, △=⊥		
⑤ 受講者の就業状 ⑤ ではままた。	2 受講修了後3~6か月以内に	1	人	※②Bと同数						
況	3 受講修了後6~12か月以内	1	人	「 れ以下)						
	4 就職していない				2	人]	4人		
	1 大変満足				2	人	⑥の回答数			
	2 おおむね満足				2	人	※①と同数(又 以下)	はそれ		
⑥ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない	3 どちらとも言えない					}	8人		
	4 やや不満		1	人						
	5 大いに不満					人-]			
5. 教育訓練の受講(こよる効果の把握及び測定の方法	並びにそのレ	ベルを受詞	帯者 に	こ対して明らかに	する	るための具体的な	な方法		
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル 到達度の把握・測定方法 は行い、S・A・B・C・Dの5等で表記し、C以上を合計として単位を 認定する										
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数										
6. 修了を認定するた	- めの基準並びに修了を認定するE	時期及びその	 方法							
所定の単位を修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格 すること										

一般教育訓練明示書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
(1)受講中の者に対する な助言・指導の方法	る習得度・	理解度に関する具体的		支援センターにおいて、学 ができるよう、修学に関する					
(2)受講中又は修了時(的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報 提供方法、早期就職に「 状況)	や資格関	連職種の求人情報の	個々の学生の状況に応じて、関連分野の教員を総動員して履修に関する指導と調整を行い、修士論文を提出できるまで継続的に指導を行う。 また、就職は「キャリア・就職支援センター」を設置し、求人情報が提供され、専門職員が対応している。						
8. その他の事項									
指定教育訓練実 及び代表者:		学校法人 嘉悦学園		(代表者名:	: 理事長 植村 裕	(注)			
住所及び連絡先 東京都江東区東雲2丁			目16番1号	TEL 04	1 2-466-7181				
施設名称及び施	設長名	嘉悦大学(施設長			: 学長 井上 行忠)				
住所及び連絡	先	東京都小平市花小金井南町2丁目8番4号			TEL 042-466-1711				
給付制度担当部	署・者	学生支援センター		(担当者: 南部 智子					
連絡先		TEL 042-466-3738	3						
一般教育訓練経費	1. 一般	教育訓練給付金の対象	となる経費 (① +	2)	600,000	円			
支払い方法 ①一括払	(※割	料 (税 込 額) 引・還元措置を実施した の差引き後の税込額とる				El			
	②妥謙	 料(税 込 額)			600,000	円			
② 分 割 払	(※割	引・還元措置を実施した の差引き後の税込額とす		(うち、必須教材費		円)			
③両方可能	2. 一般	教育訓練給付金の対象	外となる経費(①		1,368,000				
	_	副読本代(税込額)				円			
	_	実習等に伴う交通費・宿	700,000	円					
		施設維持費(税込額) その他(法人への寄付金	【 情報試代) <i>(</i> 税认類)	768,000 600,000	円 円				
		[(1+2) (税込額)		1、1万 T以即の1、7/1ルペニロス/	1,968,000	円			

〔特記事項〕

博士前期課程授業科目及び単位数

			等工的粉珠性技术符					I
科目 区分		let We tell a control of		単位数			配当年次	
		授業科目の名称			選択	\qua 1.m	配ヨギ仏 及び学期	備考
	/*				必修	選択	→ 1 /yı	
		1.	中小企業論研究(中小企業の役割)		2		1年春	
	#	2.	経営管理論(理論的基礎)		2		1年春	
	盤	3.	事業創造論(起業と企業家・イノベーション)		2		1年春	
	領		租税法研究(法人税法)		2		1年春	
	域	5.	公共政策論(ミクロ経済学理論)		2		1年春	
			経営情報システム論		2		1年春	
		7 .				2	1・2年秋	
			経営戦略概論(理論の応用とグローバル展開)			2	1・2年春	
		9.				2	· ·	※2021年度休講
			Comparative studies on SMEs in the world			2		※2021年度休講
			経営管理論(経営管理研究)			2	1・2年秋	次2021千尺 / M 两
			経営組織論研究(組織と戦略)			2	1・2年級	
			経営組織論研究(組織行動)				· ·	
	マ		— 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			2	1・2年秋	
	ネ		マーケティング研究(消費者行動と企業の戦略)			2	1・2年春	
	ジ		マーケティング研究(マーケティングとサイコロジー)			2	1・2年秋	
	メ		財務管理論研究(コーポレートファイナンス)			2	1・2年春	
	ント		財務管理論研究(中小企業財務)			2	1・2年秋	
	領		人事労務管理論研究(企業経営と人材マネジメント)			2	1・2年春	
	域	19 .	人事労務管理論研究(企業経営と人材開発)			2	1・2年秋	
ナ		20 .	事業創造論(ベンチャーファイナンス)			2		※2021年度休講
v		21 .	アジア研究(アジアの社会・経済事情)			2	1・2年春	※2021年度休講
ッ		22 .	アジア研究(アジアの工業化と経済協力)			2	1・2年秋	※2021年度休講
ジ系		23 .	地域経済論(地域政策)			2	1・2年秋	※2021年度休講
不		24 .	産業政策(市場経済と産業政策)			2	1・2年春	
		25 .	産業政策(日中産業政策の比較)			2	1・2年秋	
		26 .	戦略コンサルティング実践			2	1・2年春	
		27 .	財政論(国家と市場)			2	1・2年春	
		28 .	財政論(地方財政)			2	1・2年秋	※2021年度休講
	政		公共政策論(マクロ経済学理論)			2	1・2年秋	
	策		経営法務研究(商法)			2	· ·	※2021年度休講
	•		経営法務研究(会社法)			2	· ·	※2021年度休講
	税務		税務研究(国際課税政策)			2	1・2年春	Wasai I William
	427		租税論(租税政策)			2	1・2年秋	
	会		租税法研究(所得税法)			2	1・2年秋	
	計		税務政策論研究(所得税政策)			2	1・2年秋	
	領域		税務政策論研究(法人税政策)			2	1・2年春 1・2年秋	
	>\						· ·	
						2	1・2年春	
			財務会計論研究(財務諸表の理論的基礎)			2	1・2年秋	♥0001 左端仕==
	情		情報経済学(情報社会の経済理論)			2	1・2年春	※2021年度休講
	有報		情報経済学(経済学的な実証分析)			2	1・2年秋	※2021年度休講
	領		社会システム概論			2	1・2年秋	
	域		データマイニング特論			2	1・2年春	
			創造支援情報論			2	1・2年秋	
			研究指導 I	1			1年春	
		45 .	研究指導Ⅱ	1			1年秋	
ワ	シ ョ	46 .	研究指導Ⅲ	1			2年春	
	ツープ	47 .	研究指導IV	1			2年秋	
	プ 系	48 .	プロジェクト			2	1年通年	
		49 .	特殊講義(ライブケース)	2			1年通年	
		50 .	リテラシー養成演習			2	1年春	
(沙)	極光	彩日	この数字は、「授業科目の概要」及び「学期別開講科	ロ コファ、	トハナフ	無二五山后		•

(注)授業科目左の数字は、「授業科目の概要」及び「学期別開講科目」における配列順を示す。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解 いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の 額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要に なります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受 講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練 給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が 記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。